

info
09

合併処理浄化槽の設置を応援します！

～清潔で快適な生活と住みよい環境づくり～



下水道マスコット
キャラクター
「スイスイ」

■ 湯沢市浄化槽設置整備事業補助金

人槽区分	補助上限額	要件 (建物の用途によって異なる場合があります)
5人槽	53万7,000円	5人までの世帯
7人槽	65万2,000円	実使用人数が6人以上の世帯
10人槽	91万2,000円	2世帯などで、台所と浴室がそれぞれ2カ所以上ある住宅

※浄化槽の人槽は、日本工業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JISA3302-2000)」に規定されていますが、建築物の使用状況などにより、実情に添わないと考えられる場合は、算定人数を増減できます。

■ 補助対象

- 次のいずれかの区域に設置する浄化槽
- ①浄化槽整備区域 (下水道計画区域以外)
 - ②下水道区域のうち、下水道の使用開始が7年以上見込まれない区域
- なお、下水道が使用可能となった場合は、速やかに接続すること

※販売や賃貸目的の住宅および申請前の工事着工は対象外となります。

※湯沢処理区域内の一部で、事業所・店舗などについても補助対象となる場合があります。利用を検討している方は、必ず下記に問い合わせください。

※予算には限りがありますので、年度途中で締め切ることがあります。

上下水道なんでも相談会 (申込不要)

- 日 時 5月15日(木) / 午後5時30分～7時
- 場 所 市役所本庁舎 2階相談室

自宅の給排水設備工事を行うため、上下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を考えている方、工事や手続き、加入金や受益者負担金などに関する疑問やお悩みをお持ちの方を対象に相談会を行います。ぜひこの機会にご相談ください。

問 上下水道課下水道班 (☎ 73-2166)

info
10

「法定外公共用財産 (赤道・青水路) の改修など」に補助金を交付します

市では、地域協議会や町内会などが主体的に行う、地域の法定外公共用財産 (赤道・青水路など、道路法や河川法の適用を受けないもの) の保全活動や地域環境への意識向上を目的とした改修および障害物撤去工事などに対し、補助金を交付します。

申請を希望する団体は、必ず事前に下記までご相談ください。



補助対象団体	対象事業 (事業費が2万円以上のもの)	補助対象経費 (税込み)	補助率	補助上限額
①地域協議会 ②地域組織およびそれを構成する自治会・町内会	法定外道路改修工事	<ul style="list-style-type: none"> • 原材料の購入費 • 重機等機械の借り上げ料 • 工事請負費 	2分の1以内	30万円
	法定外水路改修工事			

※個人や組合名義での申請はできません。

※除草・除排雪作業など通常の維持管理に係るものは対象外です。また、測量費、用地費、物件補償費などは補助対象経費に含まれません。

問 建設課管理用地班 (☎ 73-2155)